

## 障害者福祉施策に関する提言

障害者福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1. 障害者自立支援法及び児童福祉法について

- (1) 新たな障害者制度に移行するまでの間、障害者の自立と社会参加に向けた施策の充実を図るため、自立支援給付、地域生活支援事業及び障害児通所支援事業等について、自治体間格差を解消するとともに、超過負担が生じないように、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置や制度の見直しを図ること。
- (2) 事業者による安定的な事業運営及びサービス提供が可能となるよう、サービスの利用実態等を十分踏まえ、必要な措置を講じること。
- (3) 自立支援医療について、障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担の軽減措置と同様の措置を講じること。

### 2. 新たな障害者制度の構築に当たっては、性急な変更により現場に混乱を招かないよう、制度設計や国と地方の役割分担等についての速やかな情報提供や十分な準備期間の確保等、必要な措置を講じたうえで、関係者や都市自治体の意見を十分反映し、障害者の生活が保障された安定的な制度とし、国民への周知を十分に図ること。

また、障害者が個々のニーズに基づいた支援を受けられるよう、利用者負担に配慮するとともに、制度移行に係るシステム改修費等について十分な財政措置を講じること。

### 3. 精神障害者に係る公共交通運賃及び有料道路料金について、割引制度を設けるとともに、身体障害者及び知的障害者に係る運賃割引等の利用制限の撤廃や利用手続きの簡素化等について、関係機関へ要請すること。

### 4. 都市自治体が実施している重度障害者への医療費助成について、十分な支援措置を講じること。

### 5. 障害者に対する虐待の防止について、法の施行を円滑にするために一層の支援措

置を講じること。

6. 発達障害児等の早期発見・早期療育に係る都市自治体の事業について、十分な財政措置を講じること。
7. 障害者の地域での社会参加を保障するため、都市自治体を実施する障害者の就労支援について、十分な支援措置を講じること。
8. 障害者等が障害者用駐車スペースを円滑に利用できるよう、「パーキングパーミット制度」の全国的な導入を図ること。
9. 日常生活自立支援事業について、十分な財政措置を講じること。